

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	公 告
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特 定施設の設置の許可申請の概要 (山城南保健所) 237	○土地改良区の定款変更の認可 (農村振興課) 240
○関西文化学術研究都市(京都府域)景観 計画の変更 (文化学術研究都市推進課) 239	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所) 241
○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課) 240	選挙管理委員会
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局) 〃	○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙 人名簿に登録されている者の数 〃
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供 給の促進に関する法律に基づく住宅確保 要配慮者居住支援法人の指定 (住宅課) 〃	○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に 登録されている者の数 〃
	○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の 選挙人名簿に登録されている者の数 〃

告 示

京都府告示第232号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第4項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 申請の概要

- 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
名 称 飛鳥建設株式会社
住 所 東京都港区港南1丁目8番15号
代表者 代表取締役 乗京 正弘
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 飛鳥・公成・イチグミ特定建設工事共同企業体犬打峠トンネル和東工区第一作業所
所在地 相楽郡和東町大字別所小字上山52番地2
- 特定施設に関する事項
ア 種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第71号に掲げる自動式車両洗浄施設1基
イ 能力
毎分2～3台連続洗浄
ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日
着手予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日
完成予定年月日 着手の日から10日を経過した日
使用開始予定年月日 完成の日

エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

7時から18時までのうち2時間

オ 使用の季節的変動

なし

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

イ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日

完成予定年月日 着手の日から10日を経過した日

使用開始予定年月日 完成の日

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

終日

エ 使用の季節変動

なし

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表3のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

令和4年4月5日から令和4年4月26日まで

(2) 場所

関係書類を京都府山城南保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、和東町役場においてその書類を閲覧することができる。

別表1

項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値							汚水等の量
		p H	B O D	C O D	浮 遊 物質 量	窒 素	りん 磷	六 価 クロム	
区 分			mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	m ³ /日
自動式車両 洗浄施設	通 常	5.8~8.6	10	10	50	10	0.5	<0.25	1
	最 大	5.8~8.6	25	25	70	15	1.0	<0.25	2

別表2

種 類	構 造	能 力	処 理 の 方 法
沈殿槽 1	鋼板製	20 m ³ × 2 基	自然沈降方式
沈殿槽 2	〃	20 m ³	〃
濁水処理設備 3	〃	60 m ³ /時	凝集沈殿方式及び p H 調整方式

別表3

項 目 区 分			汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値							汚水等 の 量
			p H	B O D	C O D	浮 遊 物 質 量	窒 素	りん 磷	六 価 クロム	
沈 殿 槽 1	通 常	処理前	11.0~12.0	10	10	3,000	10	0.5	<0.25	1
		処理後	11.0~12.0	10	10	3,000	10	0.5	<0.25	1
	最 大	処理前	11.0~12.0	25	25	5,000	15	1.0	<0.25	6
		処理後	11.0~12.0	25	25	3,000	15	1.0	<0.25	6
沈 殿 槽 2	通 常	処理前	6.5~8.5	10	10	50	10	0.5	<0.25	1
		処理後	6.5~8.5	10	10	50	10	0.5	<0.25	1
	最 大	処理前	6.5~8.5	25	25	70	15	1.0	<0.25	2
		処理後	6.5~8.5	25	25	50	15	1.0	<0.25	2
濁 水 処 理 設 備 3	通 常	処理前	11.0~12.0	10	10	3,000	10	0.5	<0.25	50
		処理後	5.8~8.6	10	10	50	10	0.5	<0.25	50
	最 大	処理前	11.0~12.0	25	25	3,000	15	1.0	<0.25	450
		処理後	5.8~8.6	25	25	70	15	1.0	<0.25	450

京都府告示第233号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定による、関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画を変更した。

なお、その関係図書は、京都府商工労働観光部文化学

術研究都市推進課、京都府山城北土木事務所及び京都府山城南土木事務所において縦覧に供する。

令和4年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第234号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可した。

令和4年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
令和3年度	第71号	岸本 透	京丹後市	京丹後市久美浜町湊宮当田2398
	第72号	岡崎 省吾	〃	〃 〃 浦明鳥取ヶ丘1602の1ほか12筆

2 認可した日

令和4年3月23日



京都府告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和4年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

福知山市宇川北小字上村山195の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその関係書類を閲覧することができる。

京都府告示第236号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和4年4月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
K's Studio 合同会社
京都市西京区桂西滝川町43番地 3
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
京都市西京区桂西滝川町43番地 3

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の

規定により、美豆土地改良区の定款の変更を令和4年3月23日認可した。

令和4年4月5日
京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年4月5日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市宮津佐牙垣内134の1、134の4
（関連区域）
京田辺市宮津佐牙垣内133の1の一部、134の2の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長岡京市下海印寺伊賀寺3の1
中澤 純子
高槻市浦堂本町23の30
山本 順次

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第45号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年4月5日
京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

42,018人



京都府選挙管理委員会告示第46号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員

会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和4年4月5日
京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

362,611人



京都府選挙管理委員会告示第47号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年4月5日
京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

北	区	30,474人
上	京 区	21,142人
左	京 区	41,573人
中	京 区	29,491人
東	山 区	9,711人
山	科 区	36,723人
下	京 区	21,549人
南	区	27,185人
右	京 区	54,042人
西	京 区	40,779人
伏	見 区	75,113人
福	知 山 市	21,136人
舞	鶴 市	22,278人
綾	部 市	9,199人
宇	治市及び久世郡	55,491人
宮	津市及び与謝郡	11,493人
亀	岡 市	24,472人
城	陽 市	21,363人
向	日 市	15,731人
長	岡京市及び乙訓郡	26,890人
八	幡 市	19,497人
京	田辺市及び綴喜郡	23,535人
京	丹 後 市	15,093人
南	丹市及び船井郡	12,732人
木	津川市及び相楽郡	33,610人